

令和8年第4回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和8年3月26日(金) 午後2時00分～午後3時30分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

| | | |
|------|----------|--------|
| | 教育長 | 笹原 敏文 |
| 教育委員 | 教育長職務代理者 | 小尾 一彦 |
| | 委員 | 國安 環 |
| | 委員 | 東 みどり |
| | 委員 | 岩谷 史人 |
| 事務局 | 教育部長 | 石田 晋一 |
| | 学校教育課長 | 酒井 貴範 |
| | 生涯学習課長 | 谷口 英将 |
| | 給食センター所長 | 守屋 敦史 |
| | 図書館長 | 川瀬 真由美 |
| | 総務係長 | 小野 敦 |
| | 学校教育係長 | 甲谷 英司 |
| | 学校教育推進員 | 喜多 敦 |
| | 学校教育推進員 | 袴田 孔 |

4 議 事

- 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求について）
- 承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和8年4月1日付け学校職員採用に係る内申について）
- 報告第4号 令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
- 報告第5号 附属機関公募委員の選考について
- 議案第23号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について
- 議案第24号 学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン（第3期）の改定について
- 議案第25号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員規則
- 議案第26号 幕別町立義務教育学校の設置及び幕別町立途別小学校閉校に伴う関係規則の整理に関する規則
- 議案第27号 幕別町立義務教育学校の設置及び幕別町立途別小学校閉校に伴う関係要綱の整理に関する要綱
- 議案第28号 幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱
- 議案第31号 幕別町立途別小学校入学に関する特別認定取扱要領を廃止する要領
- 議案第32号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について
- 議案第33号 学校医の委嘱について
- 議案第34号 学校歯科医の委嘱について

議案第35号 学校薬剤師の委嘱について

議案第36号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について

5 議事概要 次のとおり

笹原教育長 ただ今から、令和8年第4回幕別町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日より一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、会期は、本日より一日間と決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番、岩谷委員、3番、國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和8年第3回幕別町教育委員会会議について、別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

日程第4、事務報告について、事務局よりお願いいたします。

教育部長(石田 晋一) 本日の事務報告は、1件であります。

それでは、本日配布しております、右上に囲み枠で「事務報告資料」とある資料をご覧ください。

令和8年第1回町議会定例会での、一般質問答弁書につきまして、ご説明いたします。

令和8年第1回町議会定例会が、3月3日から25日までの会期で開催されたところであり、11日、12日に、12名の議員から一般質問があり、そのうち、教育委員会関係分として、4名から質問がありましたので、要点のみになりますがご説明いたします。

3ページをお開きください。

通告順3番、小田議員の質問事項は、太字の部分になりますが、「1 幕別町子どもの権利に関する条例の実効性確保と啓発事業について」であります。

それでは答弁についてであります。下線部分の「1 幕別町子どもの権利に関する条例の実効性確保と啓発事業について」の「(1) 学校教育の中の条例の位置付けについて」は、「学校教育においては、互いの権利を尊重し合う規範意識を持った社会の担い手へと成長することができるよう、取組に努める必要があると考えており、町内の小中学校における具体的な取組については、子どもにとって大切な権利とは何かを理解できるよう学校内に掲示板を設置するとともに、毎年、子どもの権利についてのパンフレットを児童生徒に配布し、授業やホームルームにおいて、子どもの権利について学ぶ時間を設けているところであります。

また、保護者に対しては入学説明会や保護者懇談会などにおいて周知を図っており、教職員については校内研修や職員会議等において共通理解と認識を深めているところであり、児童生徒が自らの意思を自由に表明する取組については、幕別小学校、新たに開校するまくべつ学園、札内東学園、途別小学校などが、各種行事や生徒会活動などにおいて、児童生徒の考えが各学校や学園の教育活動として取り組まれております。今後におきましても、児童生徒が自らの意思を表明できる機会の確保に努め、具体的教育活動の実践へとつながる学校運営に努めるよう、要請してまいります。」と答弁しております。

次に、「(2) 相談・安心の仕組みについて」は、「教育委員会といたしましては、自ら相談することが難しい児童生徒のSOSを見逃すことがないように、令和6年10月から一人一台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」により対応しているところであります。

また、国や北海道など関係機関が開設する子どもの悩みごとや困りごとに関する相談窓口の情報について、広報紙や町ホームページで周知しており、引き続き子どもたちが安心して

相談することのできる体制の整備と、相談先を含めた各種取組の啓発に努めてまいります。」と答弁しております。

6 ページをお開きください。

通告順9番、塚本議員の質問事項は、「2 学校における避難所運営について」の質問に答弁しております。「(1) 発災時の具体的な役割について行政と学校側・住民との連携は図られているか」と「(2) 避難所の開設や運営マニュアルを学校と共有し、教職員が協力できる内容をあらかじめ調整できているのか」については、関連があるため併せて答弁しております。

7 ページになります。

「学校につきましては、授業中に災害が発生した場合には、児童生徒の安全確保と避難誘導を最優先とするものである」とし、避難所として活用する場合においても、施設管理者として必要な範囲で協力いただくものであり、避難所運営そのものを担っていただくのではなく、行政担当者が不在で、かつ緊急の場合にのみ、初動対応を補完していただくこととしております。」と答弁しております。

次に、「(3) 指定避難所になっている学校施設において、安全に使用できるように、いつ点検や改善を行っているのか」については、「学校施設を含む指定避難所につきましては、施設管理者が維持管理を行っており、日常的な目視点検に加え、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な修繕や改修を実施しており、大規模地震等の発生時には、避難所を開設する前に、担当職員が外壁の亀裂や窓ガラスの破損、周辺地盤の状況等を確認し、その後、建物内部の天井や壁面の損傷、電気・水道・トイレの使用の可否を点検するなど、安全を確認した上で避難所を開設する手順としております。」と答弁しております。

8 ページをお開きください。

通告順10番、石川議員の質問事項は、「1 地域幸福度（ウェルビーイング）指標の活用と幸福度の向上について」の「(3) 教育現場において、ウェルビーイング指標を導入し、活用する考えは」については、「毎年実施している全国学力・学習状況調査の質問調査にウェルビーイングの関連項目を設け、その回答を数値化することで子どもたちの主観的な認識の経年変化の分析に活用しているところであり、各学校ではこうした指標を参考としながら子どもたちのウェルビーイングの向上につながる取組に努めているところであり、今後におきましても、調査の回答等からウェルビーイングの認識を捉えながら、子どもたちの心身の健康を確保し、探究的な学びや他者との協働的な学びを充実させ、自己理解と他者理解を深めながら、ウェルビーイングの向上につながる教育活動の推進に努めてまいります。」と答弁しております。

10ページをお開きください。

通告順11番、荒議員の質問事項は、「1 忙しすぎる学校を生み出した学習指導要領、現場の創意工夫が生かされる学校づくりを」と「2 児童生徒がよく見える、30人以下学級の実現を」に答弁しております。

質問の1点目、「(1) 学習指導要領によって教育カリキュラムが詰め込まれている現状を教育委員会はどのように認識しているのか。また、次期改定に向けて改善を求める考えは」については、次のページにまたがりませんが、「各学校では、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ることとしたカリキュラム・マネジメントの実施に努めることや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むことが求められている。」とし、「次期改定に向けては、現在、文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会で議論されていることから、引き続き国の動向や中央教育審議会での専門的な議論を注視してまいります。」と答弁しております。

次に「(2) 町の学力調査の位置付けは」については、「本町においても、各学校における児童生徒の学力の定着状況等を検証することを通して、小学校第6学年と中学校第3学年を

対象に町内の全小中学校で実施しているところであり、各学園では、全国学力・学習状況調査の結果から、国語と算数・数学について学園ごとの学力傾向を分析し、弱点の克服や優れた点の伸長に向け、9年間を通じた指導の焦点化などに取り組んでおり、児童生徒一人ひとりの学習状況をきめ細かく把握し、指導改善に役立てるための有効なツールであると考えております。」と答弁しております。

次に「(3) 現場の創意工夫が学びを深める一助になると考えますが、町の取り組み状況は」については、12ページになりますが、「現行の学習指導要領が全面実施されたことにより、小学校第3、第4学年、小学校第5、第6学年の外国語活動授業時数がそれぞれ35単位増加しましたが、段階的な授業時数の移行期間を経て教育課程を編成してきたところであり、各学校では授業時数の管理を徹底することにより余剰時数の削減を図るなど、標準授業時数を大幅に上回ることはないよう取組を進めているところであります。」とし、また、「各学園では、小中一貫教育の推進や学園内の充実に向け創意工夫しながら、総合的な学習の時間において、各学年に応じた内容で9年間を通してスムーズな学びとなるよう取り組んでいるところであります。」と答弁しております。

次に、「2 児童生徒がよく見える、30人以下学級の実現を」については、13ページになりますが、「教育委員会といたしましては、少人数学級をさらに進めることについては、国が教育予算を拡充し教員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、子どもたちの豊かな学びにもつながるものと考えておりますことから、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通じて、引き続き北海道に要望するとともに国への働きかけを訴えてまいりたいと考えております。」と答弁しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

笹原教育長 ただ今の事務報告につきまして、質疑等をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、承認第2号、「専決処分した事件の承認について（令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求について）」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、日程第6、承認第3号、「専決処分した事件の承認について（令和8年4月1日付け学校職員採用に係る内申について）」は、同会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、秘密会といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第7、報告第4号、「令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について」、説明を求めます。

教育部長(石田 晋一) 議案書は4ページ、資料につきましては、報告第4号別紙をご覧ください。報告第4号、「令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求について」、ご説明を申し上げます。

令和8年第1回幕別町議会定例会の最終日であります3月25日に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、先ほど承認第2号で説明した要求内容のとおりでありますので、説明は省略いたします。

なお、本補正予算につきましては、最終日3月25日の本会議におきまして、議決されたところであります。以上で説明を終わらせていただきます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。報告第4号については、報告のとおりといたします。

日程第8、報告第5号、「附属機関公募委員の選考について」、説明を求めます。

教育部長(石田 晋一) 報告第5号、「附属機関公募委員の選考について」、ご説明を申し上げます。議案書は5ページになります。

幕別町まちづくり町民参加条例第7条及び幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則第7条の規定に基づき、附属機関の公募委員について次のとおり選考したので報告するものであります。公募委員の規定については、議案書の6ページをご覧ください。

まず、幕別町まちづくり町民参加条例第7条第1項では、町の執行機関は、附属機関の委員を任命しようとする場合は、特に専門性が必要な機関、特定の個人や団体に関して審議等を行う機関及び行政処分に関する審議等を行う機関を除き、定数のおおむね3割を目標に公募により委員を選考するよう努めなければならないとされており、第2項では、公募の方法については、別に定めることとされております。

次に、その下になります。幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則第2条で、条例第7条第2項の規定に基づき委員を公募により選考する附属機関及びその公募枠は別表のとおりとしており、次の別表により、教育委員会で公募枠を定めた4つの附属機関を位置付けております。例えば、1の幕別町文化財審議委員会であれば、定数は5人、このうち概ね3割となる2人を公募枠とし、任期は2年と規定しております。選考については、教育委員会規則第7条の規定に基づき、書類選考として、教育部長並びに附属機関を所管する課長の合議により実施しております。

議案書の5ページにお戻りください。

附属機関の公募に当たりましては、令和8年度中に任期が切れる委員を2月号の広報紙で募集し、去る3月2日に選考会議を実施したところであります。その結果についてご報告いたします。

はじめに、「幕別町文化財審議委員会」委員については、公募枠2人に対して、第1希望で2人の応募があり、公募枠が満たされることから、応募があった遠藤 信志さん、福島 智大さんの2人を選考しております。

次に、「幕別町学校給食センター運営委員会」委員については、公募枠5人に対して、第1希望で5人、第3希望で2人の計7人の応募があり、第1希望で公募枠が全て満たされることから、第1希望のとおり、小笠原 保さん、吉仲 希和子さん、大石 政代さん、高橋 恭子さん、鎌田 浩さんの5人を選考しております。

次に、「幕別町図書館協議会」委員については、公募枠3人に対して、第1希望で4人の応募があり、新規で応募のあったNo.3の千葉 静香さんを除いて、他の3人は継続して応募のあった方で、いずれも3期を迎えることから、このうち2人を選考することとし、現在、図書館協議会の会長を務められております山根 光恵さんと副会長を務められております瀬藤 範子さんの2人を選考したところであります。

なお、任期については、それぞれ記載のとおりであります。公募枠以外の委員を含め、委嘱時期が到来する前に、改めて後日、議案を提案する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。報告第5号については、報告のとおりといたします。

次に、日程第9、議案第23号、「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第10、議案第24号、「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン（第3期）の改定について」、説明を求めます。

学校教育課長（酒井 貴範） 議案第24号、「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン（第3期）の改定について」ご説明申し上げます。

議案書の8ページと別にお配りしております「議案第24号別紙」をご覧ください。

「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン（第3期）」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を取組期間として令和6年8月に策定しております。

まず、第3期アクション・プランの改定理由からご説明いたします。議案第24号 説明資料1をご覧ください。

こちらの説明資料は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）のポイント」として国が作成している資料になります。

まず、「概要」であります。令和7年6月に成立した改正給特法、これは、正式には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」であります。サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、後段になりますが、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を明記したものであります。下の「改正のポイント」の「3 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定」であります。教育委員会は本指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」、以下「実施計画」といいますが、実施計画の策定と公表、また、毎年の実施状況の公表が義務付けられており、さらに、計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告についても義務付けられております。

次に、「目標」の部分であります。政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としております。

なお、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、下の点線の枠内になりますが、3つの水準を目指しており、1つ目に、1箇月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%とすること、2つ目に、1年間における教育職員の1箇月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間程度となること、最後に3つ目ではありますが、1年間の時間外在校等時間を360時間以下とすることを目標に掲げております。

ここで、国が目標として掲げる令和11年度までに1箇月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することについての考え方ではありますが、これは文部科学省が令和4年度に実施した在校等時間に関する調査の結果を基に、1箇月当たりの時間外在校等時間が45時間となる水準を超えていた者が45時間相当になったときを想定して試算した場合、教育職員1人当たりの1箇月の時間外在校等時間の平均がおよそ30時間程度となることを踏まえて設定されたものです。

次に、実施計画の「内容」の部分ではありますが、右に記載されている「4 サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等」を記載するものとされております。

それでは、実施計画の策定についてご説明いたします。

国から本指針に係るQ&Aが示されており、その中で、サービスを監督する教育委員会が、新たに実施計画を策定する場合のほか、既存の計画等を本指針に即したのものとなるよう必要な修正を加えた上で、同項に基づく計画として位置付けることが可能とされております。これを受け、北海道においては、既存の「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン（第3期）」を活用して、実施計画として位置付ける方針としたことから、本町においても同様

に、既存の第3期アクション・プランを改定することで、実施計画の策定とするものであります。

なお、先ほど、資料中段の「目標」の部分でご説明したとおり、政府として令和11年度までに1箇月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としておりますが、今回、改定する第3期アクション・プランは令和6年度から令和8年度までの3年間を取組期間として定めております。これは、次期計画として令和9年度から令和11年度までの3年間を取組期間とする第4期アクション・プランを令和8年度以降に策定作業を進める予定であります。この第4期アクション・プランで新たな目標設定と、具体的な措置について盛り込むことで計画しております。

次に、改定する内容についてご説明いたしますので、議案第24号説明資料2をご覧ください。

こちらの説明資料は、第3期アクション・プランの新旧対照表（案）であります。

「I はじめに」の後段になりますが、改定後のアクション・プランが改正給特法で規定された実施計画として位置付けることや総合教育会議に報告することを明記するものであります。

次の、「III 第3期アクション・プランの基本的な方針」の「(1)第3期アクション・プランの性格」についても、同様であります。

次に、2ページをお開きください。

「(2)目標と目指す姿、重複する視点、重点的に実施する取組及び取組期間」であります。目標に、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る旨、明記するものであります。

次に、3ページをお開きください。

「(6)学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進」であります。国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」に基づく19項目の業務などを参考に取組を進めていく旨、明記するものであります。

次に、「IV 第3期アクション・プランの具体的な取組」の「アクション1 校務の効率化と役割分担の推進」、「(2)保護者・地域等との連携協働」は文言修正になります。

次に、4ページをお開きください。

「学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項」であります。後段から5ページにまたがりますが国の通知や国指針の留意事項を踏まえ、一部文言を追記しております。

5ページをお開きください。

最後に、「附則」になりますが、本日の教育委員会会議での決定をもって、施行するものであります。

なお、前段でもご説明したとおり、実施計画の策定と公表だけでなく、計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告についても義務付けられていることから、この会議の後に予定しております第2回総合教育会議に報告し、その後、公表することで考えております。

以上が、第3期アクション・プランの改定に係る説明となります。本町の教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備、児童生徒に対する指導の一層の充実を引き続き目指してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第24号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第24号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第11、議案第25号、「幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員規則」について、説明を求めます。

学校教育課長（酒井 貴範） 議案第25号、「幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員規則」について、ご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。

はじめに、本規則の制定経緯については、令和8年2月20日開催の、令和8年第2回教育委員会会議で、承認されました議件「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の申し出について」と関連するものであり、昨日の令和8年第1回町議会定例会で、条例改正が議決されたところであります。

「幕別町いじめ防止対策推進委員会」は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うための調査研究のほか、推進委員会に調査委員を置き、いじめ事案の事実関係を明確にするための調査などを行っています。

いじめ防止対策推進法第28条第1項及び、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第7条に基づき、いじめ防止対策推進委員会調査委員が重大事態の調査を担うにあたり、当該調査委員の構成は公平性・中立性の観点から、法律・医療・教育・心理・福祉等の分野の外部有識者を置いて調査を進めていきますが、調査委員の定数、構成、任期の定めがないことから、新たに規則で制定するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

はじめに、第1条では、本規則の趣旨を規定するものであります。

次に、第2条では、調査委員の区分として、第1号で、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、第2号では、いじめの重大事態に係る調査以外における幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第2条に規定する所掌事項（具体的に幕別町いじめ防止基本方針の見直しに係る審議やいじめの防止対策に係る調査研究）とするものであります。

なお、この条文以降は、第1号に係る調査委員は第1号調査委員、第2号に係る調査委員は第2号調査委員といたします。

次に、第3条では、調査委員の「定数」について定めており、第1号調査委員は5人、第2号調査委員は7人とし、定数以内とするものであります。

次に、第4条では、調査委員の「組織」について定めており、第1号調査委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等の分野に関する専門的な知識や経験を有する者、第2号調査委員は、幕別町立学校の校長及び教員とするものであります。

第5条では、調査委員の「任期」について定めており、第1項で第1号調査委員は調査終了時まで、第2号調査委員は1年とするものであり、第2項で、調査委員の欠員における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするものであります。

第6条では、調査委員の再任は妨げないとしております。

10ページをお開きください。

附則につきましては、この規則は、公布の日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第25号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第25号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第12、議案第26号、「幕別町立義務教育学校の設置及び幕別町立途別小学校開校に伴う関係規則の整理に関する規則」と、日程第13、議案第27号、「幕別町立義務教育学

校の設置及び幕別町立途別小学校閉校に伴う関係要綱の整理に関する要綱」については、関連がありますので一括して説明を求めます。

学校教育課長（酒井 貴範） 議案第26号「幕別町立義務教育学校の設置及び幕別町立途別小学校閉校に伴う関係規則の整理に関する規則」、議案第27号「幕別町立義務教育学校の設置及び幕別町立途別小学校閉校に伴う関係要綱の整理に関する要綱」を、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案書の13ページ、議案第26号「幕別町立義務教育学校の設置及び幕別町立途別小学校閉校に伴う関係規則の整理に関する規則」であります。

この度の制定は、義務教育学校である幕別町立まくべつ学園の開校に関して、「幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例」が令和6年6月の第2回町議会定例会において議決され、また幕別町立途別小学校の閉校に関して、「幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例」が令和6年12月の第4回町議会定例会において議決され、令和8年4月1日から施行することから、関係規則を整備規則により改正を行うものであります。

別にお配りの議案第26号説明資料をご覧ください。

こちらは新旧対照表で、左が現行規則、右が改正規則になります。

まず、第1条関係といたしまして、「幕別町立学校管理規則の一部改正」であります。

「幕別町立学校管理規則」につきましては、幕別町教育委員会の所管する幕別町立学校の管理運営の基本的事項について定めているものであります。

2ページをお開きください。別表第1に規定する学校の「主任等」の配置に係る表について、「義務教育学校」を加え、小中学校と同様の配置になるよう規定するものであります。

3ページをご覧ください。

こちらは、別表第2に規定する「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校設置」の表について、「幕別町立幕別小学校」、「幕別町立幕別中学校」、「幕別町立途別小学校」を削るものであります。

4ページをお開きください。

第2条関係といたしまして、「幕別町立小、中学校通学区域規則の一部改正」であります。

「幕別町立小、中学校通学区域規則」につきましては、学校教育法施行令に規定する就学予定者が就学すべき小学校又は中学校の指定に関し必要な事項を定めているものであります。題名中の「小、中学校」は、新たに義務教育学校が設置されることにより、小中学校を含めた表現とするため、「学校」に改めるものであります。第1条から第3条までは、「義務教育学校」を加えるものであり、5ページと6ページの左の表の備考に通学区域の根拠となっている区域を第3条第2項で定めるものであります。

5ページをご覧ください。

別表第1に規定する「幕別町立小学校の通学区域」の表について、「幕別（小学校）」と「途別（小学校）」の通学区域を削り、「札内南（小学校）」通学区域の「日新1」を「途別、上稲志別、日新1・2」に改めるものであります。また、「糠内（小学校）」の通学区域に「南勢」が入っておりますが、通学実態や生活実態において、「幕別（小学校）」に通学されていることから、「糠内（小学校）」の通学区域から「南勢」を削るものであります。

別表第2に規定する「幕別町立中学校の通学区域」の表について、「幕別（中学校）」の通学区域を削るものであります。また、小学校と同様、「糠内（中学校）」の通学区域から「南勢」を削るものであります。

6ページをお開きください。

別表第3において、「幕別町立義務教育学校の通学区域」の表として、「まくべつ学園」の通学区域を加えるものであります。

7ページをご覧ください。

様式第1号といたしまして、「区域外通学許可申請書」について、左の表の中段の理由14に、特認校に係る規定がありますが、途別小学校の閉校に伴い、特認校制度が廃止となることから、その部分を削るものであります。

8ページをお開きください。

第3条関係といたしまして、「幕別町教職員住宅管理規則の一部改正」であります。

「幕別町教職員住宅管理規則」につきましては、幕別町教員住宅の管理について必要な事項を定めているものであります。こちらは、第2条に「義務教育学校」を加え、「小中学校」を「町立学校」に改めることで、第3条、第5条、9ページの第10条の同文を改めるものです。別表に規定する「教職員住宅の位置及び貸付料等」の表について、途別に位置する教職員住宅を削るものであります。

10ページをお開きください。

第4条関係といたしまして、「幕別町遠距離通学補助規則の一部改正」であります。

「幕別町遠距離通学補助規則」につきましては、学校に通学する児童生徒が遠距離である場合において、保護者に通学に必要な経費を補助するための必要な事項を定めているものであります。第1条に「義務教育学校」を加え、第2条に小学校の次に「義務教育学校前期課程」、中学校の次に「義務教育学校後期課程」を加えるものであります。

11ページをご覧ください。

第5条関係といたしまして、「幕別町学校運営協議会規則の一部改正」であります。

「幕別町学校運営協議会規則」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めているものであります。第1条に「義務教育学校」を加え、別表に規定する「学校運営協議会及びその対象学校」の表について、「まくべつ学園学校運営協議会」の対象学校を「幕別町立幕別小学校」及び「幕別町立幕別中学校」を「幕別町立まくべつ学園」に改め、「さつない学園学校運営協議会」の対象学校から「幕別町立途別小学校」を削るものであります。

12ページをお開きください。

第6条関係といたしまして、「幕別町図書館条例施行規則の一部改正」であります。

「幕別町図書館条例施行規則」につきましては、幕別町図書館条例の施行に関し必要な事項を定めているものであります。第14条に「義務教育学校」を加え、第17条に「町内小中学校」を「町内の学校」に改めるものであります。

13ページをご覧ください。

第7条関係といたしまして、「幕別町ふるさと館管理規則の一部改正」であります。

「幕別町ふるさと館管理規則」につきましては、幕別町ふるさと館条例の施行に関し必要な事項を定めているものであります。第6条に「義務教育学校」を加えるものであります。

14ページをお開きください。

第8条関係といたしまして、「幕別町ナウマン象記念館条例施行規則の一部改正」であります。「幕別町ナウマン象記念館条例施行規則」につきましては、幕別町忠類ナウマン象記念館条例の施行に関し必要な事項を定めているものであります。第6条に「義務教育学校」を加えるものであります。

15ページをご覧ください。

第9条関係といたしまして、「幕別町立小、中学校の施設の開放に関する規則の一部改正」であります。

「幕別町立小、中学校の施設の開放に関する規則」につきましては、小、中学校の施設開放、いわゆる学校開放に関して、必要な事項を定めているものであります。新たに義務教育学校が設置されるため、題名中に「小、中学校」を「学校」に改めるものであります。様式第1号から17ページの様式第2号について、義務教育学校である「まくべつ学園」が設置さ

れることから、表中 開放学校名の「幕別町立 学校」を「幕別町立」に改めるものであります。

議案書の19ページにお戻りください。下段になります。

附則につきましては、条例の施行日と同様に、この規則は、令和8年4月1日から施行する、とするものであります。

次に、議案書の20ページ、議案第27号 「幕別町立義務教育学校の設置及び幕別町立途別小学校閉校に伴う関係要綱の整理に関する要綱」であります。

別にお配りの議案第27号説明資料の1ページをご覧ください。

まず、第1条関係といたしまして、「幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部改正」であります。

「幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱」につきましては、通学区域外の学校を指定する場合の許可基準などを定めているものであります。はじめに、題名と第1条中にある「小、中学校」は、新たに義務教育学校が設置されることにより、小中学校を含めた表現とするため、「学校」に改めるものであります。第3条の許可基準について、第2号に住所の異動による通学区域外就学とし、ただし書で最終学年に在籍する児童生徒について規定しており、最終学年である「義務教育学校9年生」を加えるものであります。第14号は特認校に係る規定であります。また、第6項は特認校に係る規定であるため、削るものであります。

2ページをお開きください。

第2条関係といたしまして、「幕別町立小、中学校出席停止に関する要綱の一部改正」であります。

「幕別町立小、中学校出席停止に関する要綱」につきましては、幕別町立学校管理規則第46条の2の規定に基づき、出席停止に関して必要な事項を定めているものであります。題名中にある「小、中学校」は、新たに義務教育学校が設置されることにより、小中学校を含めた表現とするため、「学校」に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

第3条関係といたしまして、「幕別町地域学習校制度実施要綱の一部改正」であります。

「幕別町地域学習校制度実施要綱」につきましては、北海道立の特別支援学校の小学部と中学部に在籍する児童生徒が町立学校と交流活動を行うために必要な事項を定めているものであります。第1条の目的と第2条の地域学習校の定義において、「義務教育学校」を加えるものであります。

4ページをお開きください。

第4条関係といたしまして、「幕別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部改正」であります。「幕別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱」につきましては、町立学校に配置する特別支援教育支援員についての職務や勤務条件などを定めております。第1条の目的において、「義務教育学校」を加えるものであります。

5ページをご覧ください。

第5条関係といたしまして、「幕別町学校事務補助員配置要綱の一部改正」であります。

「幕別町学校事務補助員配置要綱」につきましては、町立学校に配置する学校事務補助員についての職務や勤務条件などを定めております。第1条の目的において、「義務教育学校」を加えるものであります。

6ページをお開きください。

第6条関係といたしまして、「言語障害通級指導教室運用要綱の一部改正」であります。

「言語障害通級指導教室運用要綱」につきましては、札内南小学校に設置している言語障害通級指導教室についての手続きなどを定めております。第3条の対象児童について、「小

学校」に「義務教育学校前期課程」を加えるものであります。第5条の手続きについて、「小学校」から「義務教育学校」を加え、通級指導を希望する場合の受付票を「通級指導教育相談受付票」に改めるものであります。

7ページをご覧ください。

様式第1号から10ページの様式第7号までの様式について、義務教育学校である「まくべつ学園」が設置されることから、表中 学校名欄から「小学校」を削除するものであります。

11ページをご覧ください。

第7条関係といたしまして、「幕別町通級児童生徒交通費助成要綱の一部改正」であります。

「幕別町通級児童生徒交通費助成要綱」につきましては、幕別町立学校の通級指導教室への通級に要する交通費の一部を助成するための手続きなどを定めております。第1条の目的について、「小学校及び中学校」に「義務教育学校」を加えるとともに、それらを総称して、「町立学校」に改めるものであります。第2条の助成対象者について、「町立小中学校」を「町立学校」に改めるものであります。

12ページをお開きください。

第8条関係といたしまして、「学校給食における飲用牛乳の代替品の提供に関する事務取扱要綱の一部改正」であります。「学校給食における飲用牛乳の代替品の提供に関する事務取扱要綱」につきましては、食物アレルギーのため牛乳の飲用が困難な児童生徒に学校給食において代替飲料を提供するための手続きなどを定めております。様式第1号から15ページの様式第4号までの様式について、義務教育学校である「まくべつ学園」が設置されることから、様式中の学校名から「小・中学校」を削除するものであります。

16ページをお開きください。

第9条関係といたしまして、「幕別町就学援助運用要綱の一部改正」であります。

「幕別町就学援助運用要綱」につきましては、就学援助費の事務処理について必要な事項を定めております。第3条の就学援助の対象者について、「義務教育学校」を加えるものであります。第8条の収入認定に含める範囲における中学生等の定義について、第2号に「義務教育学校の後期課程」を加えるものであります。

17ページをご覧ください。

第10条の新入学児童生徒学用品費の認定及び給与における特例について、対象児童生徒に「義務教育学校前期課程若しくは後期課程」を加えるものであります。別表第1の就学援助の費目を定めており、「義務教育学校」が加わることで、従前と給与対象となる者が変わらないよう改めるものであります。

19ページをご覧ください。

第10条関係といたしまして、「幕別町修学旅行費支援事業実施要綱の一部改正」であります。

「幕別町修学旅行費支援事業実施要綱」につきましては、中学校の修学旅行に係る経費の一部を補助するために必要な事項を定めております。第1条から第3条に、「義務教育学校後期課程」を加えるものであります。第5条の補助の交付事務等の委任について、委任者に「義務教育学校」を加え、「中学校長」を「実施学校長」に改めるものであります。

20ページをお開きください。

第6条から第9条までにおいて、「中学校長」を「実施学校長」に改めるものであります。

21ページをご覧ください。

様式第1号から23ページの様式第2号について、義務教育学校である「まくべつ学園」が設置されることから、申請する学校名から「中学校」を削除するものであります。

25ページをご覧ください。

第11条関係といたしまして、「幕別町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正」であります。「幕別町特別支援教育就学奨励費支給要綱」につきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な補助を行うために必要な事項を定めております。第1条と第3条に、「義務教育学校」を加えるものであります。別表は、特別支援教育就学奨励費の支給費目を定めており、「義務教育学校」が加わることで、従前と支給対象児童生徒が変わらないよう改めるものであります。

27ページをご覧ください。

様式第1号について、義務教育学校である「まくべつ学園」が設置されることから、表中学校名欄から「小学校、中学校」を削除するものであります。

28ページをお開きください。

第12条関係といたしまして、「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱の一部改正」であります。「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱」につきましては、幕別町学校運営協議会に関する規則に基づき、各学園の運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくするなど、本会議の設置の目的や業務などを定めているものであります。第1条及び第2条は、文言整理による改正であります。第2条で修正があり、右側の改正要綱「以下」の後ろの句読点は削除になります。第3条の構成については、「義務教育学校」を加えるものであります。第7条は、文言整理による改正であります。

29ページをご覧ください。

第13条関係といたしまして、「全国、全道文化・スポーツ大会参加助成要綱の一部改正」であります。「全国、全道文化・スポーツ大会参加助成要綱」につきましては、文化・スポーツ部門において、全国・全道大会などに参加するものに対して、交通費や宿泊費などを助成するために必要な事項を定めております。第2条及び第4条の2について、「義務教育学校後期課程」を加えるものであります。

30ページをお開きください。

第14条関係といたしまして、「幕別町中学生海外研修派遣事業要綱の一部改正」であります。

「幕別町中学生海外研修派遣事業要綱」につきましては、本町の中学生をオーストラリアに派遣し、海外の生活を体験させることにより、将来国際社会に貢献できる人材を育てるために行う事業について必要な事項を定めております。第4条の研修参加資格について、「義務教育学校に在学する8年生」を加えるものであります。第6条の学校枠について、「義務教育学校」を加え、第6条と第9条の研修生の決定について、中学校と義務教育学校を総称して、「学校」とするものであります。

31ページをご覧ください。

第15条関係といたしまして、「幕別町小学生国内研修派遣事業要綱の一部改正」であります。

「幕別町小学生国内研修派遣事業要綱」につきましては、埼玉県上尾市、神奈川県開成町、高知県中土佐町に派遣する小学生の参加資格、応募方法、助成等について必要な事項を定めております。第5条の研修参加資格について、「義務教育学校に在学する5年生及び6年生」を加えるものであります。

議案書の38ページにお戻りください。下段になります。

附則につきましては、この要綱は、令和8年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。始めに、お諮りいたします。

議案第26号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第26号については、原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第27号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第14、議案第28号、「幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 議案第28号「幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

議案書の39ページと、別にお配りしております議案第28号説明資料をご覧ください。

本規則につきましても、幕別町教育委員会事務局及び教育機関の内部組織並びに職員の職の設置及びその分掌事務について定めております。

この度の改正は、令和8年4月1日付け人事異動で生涯学習課に新たに「アイヌ文化振興係」を設置しようとするに伴い、内部組織及び関連規定において、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第28号説明資料をご覧ください。

新旧対照表になりますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いております。改正規則の第3条第2項では、生涯学習課に「アイヌ文化振興係」を置くことを規定するものであります。

次に、第4条は分掌事務を規定しており、下段の別表になりますが、生涯学習課に置く「アイヌ文化振興係」の分掌事務として、1から裏面になりますが、5までの分掌事務を規定するものであります。

議案書の39ページをご覧ください。

附則についてであります。この規則は、令和8年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第28号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第28号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第15、議案第29号、「幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

生涯学習課長(谷口 英将) 議案第29号、「幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則の一部を改正する規則について」、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の40ページと議案第29号の説明資料をご覧ください。

町内4つの町民プールのうち、忠類町民プールは合併前から管理業務を委託しておりますが、令和8年度から、安全で持続可能な運営を確保するため、幕別町民プール、札内南町民プール、札内北町民プールの3施設についても、直営であった管理業務を委託することとしたところであります。併せて、幕別町民プールにおいては、近年の施設の利用状況などを踏まえ、適正な財政負担の観点から、開館期間と使用時間を短縮する運営の見直しを行おうとするものであります。この見直しの背景といたしまして、大きく三つの要因が挙げられます。

一つ目は、監視員の著しい高齢化です。令和7年度の監視員11人の平均年齢は78歳に達しており、安全確保への懸念がある一方、通年雇用ではないため、新規確保が極めて困難な状況にあります。

二つ目は、利用実績の著しい低下です。説明資料 新旧対照表の2枚目をご覧ください。町民プールの利用状況になります。

表の最上段の幕別町民プールの利用者数ですが、平成27年度は6,176人でありましたが、令和7年度は3,873人と、2,303人の減で、4割近く減少しており、さらに近年では一般利用者の減少が顕著であり、下段の表は、幕別町民プールの令和6年度と7年度の利用状況の内訳ですが、特に平日の午前（表中では「平日・週末の内訳」を区分していない）と夜間の稼働の低さが常態化している状況にあります。

三つ目は、維持管理コストの増大です。近年のエネルギー価格高騰に加え、現行の運営体制で業務を委託した場合は、年間経費が約470万円増加することとなり、今後、現状のまま運営を継続することになると、増額する経費を使用料金に転嫁せざるを得ない状況になるところです。

こうした状況を鑑みまして、幕別町民プールの開館期間と使用時間を短縮し、他の3施設と統一することで、運営経費を抑制するとともに、限られた財源の中で、将来にわたって安定した施設運営を確保するため、所要の改正を行うものであります。

議案第29号説明資料の新旧対照表をご覧ください。

左が現行規則、右が改正規則になります。現行の幕別町民プールの使用時間は「午前10時から午後8時まで」、休館日は「10月1日から翌4月30日まで」としておりましたが、現行の他の3施設と同様の使用時間と休館日にするため、別表1の「幕別町民プール」から「忠類町民プール」までの項を「町民プール」に改め、併せて、表内の文言整理を行うものであります。

議案書40ページにお戻りください。

附則についてであります。この規則は、令和8年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第29号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第29号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第16、議案第30号、「幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱」について、説明を求めます。

生涯学習課長（谷口 英将） 議案第30号、「幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の41ページをご覧ください。

この要綱は、未来を担う青少年を心身共に健やかに成長させるために、青少年の生活指導上、必要な事項について研究・協議を行い、地域の教育力を高めることを目的に活動する児童生徒健全育成推進委員会について、必要な事項を定めたものであります。

この度の改正は、令和8年度から「幕別小学校」と「幕別中学校」が「義務教育学校まぐべつ学園」に移行することに伴い、推進委員を構成する幕別小中高PTA連絡協議会が令和7年度をもって解散することになりましたので、所要の改正を行うものであります。

別にお配りしている議案第30号説明資料の新旧対照表をご覧ください。

右が現行要綱、左が改正要綱であります。第2項の定員になりますが、幕別小中高PTA連絡協議会が解散いたしますことから、第1号の「幕別小中高PTA連絡協議会代表」の2名の項目を削り、新たに「まくべつ学園代表の2名」の委員を本推進委員に加えるため、「識見を有する者」として、定員を「8名」から「10名」に改め、第2号から第7号を1号ずつ繰り上げるものであります。

議案書の41ページにお戻りください。

附則についてであります。本要綱の施行期日を令和8年4月1日から施行する。とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第30号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第30号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第17、議案第31号、「幕別町立途別小学校入学に関する特別認定取扱要領を廃止する要領」について、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 次に、議案第31号「幕別町立途別小学校入学に関する特別認定取扱要領を廃止する要領」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の42ページをお開きください。

途別小学校は、静かな環境の中にあり、田園情緒があふれて、自然に恵まれた位置にあり、複式の小規模校の特性を生かし、学校に置かれている環境を取り入れた「体験学習」、「特色ある教育活動」等に取り組んでいることから、様々な状況や環境により大規模校に馴染むことのできない子どもたちが、保護者の希望により就学させたいとする学校に適した学校と考え、平成16年4月から「特認校」として指定したところであります。途別小学校は、このたび令和8年3月31日をもって閉校となりますことから、本要領を廃止するものであります。附則につきましては、この要領は、令和8年3月31日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第31号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第31号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第18、議案第32号、「幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について」、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 議案第32号、「幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。

議案書の43ページをご覧ください。

議案第25号「幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員規則」で説明いたしましたとおり、いじめの重大事態の調査を、公平性・中立性の観点から、法律・医療・教育・心理・福祉等の分野の外部有識者を置いて調査を進めるため、調査委員を新たに委嘱するものであります。

今回委嘱する第1号調査委員につきましては、法律分野から、釧路弁護士会所属の「平井智子」氏、心理分野から、北海道公認心理師協会所属の「亀山 比佐」氏、教育分野から、帯広大谷短期大学看護学科所属の「伊東 健太郎」氏、

以上の3人であり、任期につきましては、本日令和8年3月26日からいじめの重大事態調査終了時までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

岩谷委員 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員規則の第3条で、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に係る調査委員は5人と記載されていましたが、残り2名はどうなるのでしょうか。

学校教育課長（酒井 貴範） 規則上の定数が5人ということで、今回、実際に委嘱する調査委員は3人で考えております。

笹原教育長 他に質疑等はありませんか。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第32号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第32号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第19、議案第33号、「学校医の委嘱について」から、日程第21、議案第35号、「学校薬剤師の委嘱について」までは、関連がありますので一括して説明を求めます。

学校教育課長（酒井 貴範） 議案第33号、「学校医の委嘱について」、議案第34号、「学校歯科医の委嘱について」及び議案第35号、「学校薬剤師の委嘱について」を一括してご説明申し上げます。はじめに、議案書の44ページ、議案第33号「学校医の委嘱について」であります。

学校医は、児童生徒の健康が守れるように、学校における保健管理や健康教育を担当しています。本町における学校医は、今まで町が委嘱している嘱託医師の任務として担任いただいておりますが、令和7年度をもって嘱託医師制度を廃止となることから、後段にありま

す、学校保健安全法第23条の規定に基づき、委嘱するものであります。
今回委嘱する学校医につきましては、糠内小学校、明倫小学校、糠内中学校は、緑町クリニックの「勝山 格」氏、白人小学校、札内南小学校、札内北小学校、札内中学校、札内東中学校は、おち小児科医院の「越智 琢司」氏、忠類小学校、忠類中学校は、忠類診療所の「山並 秀章」氏、まくべつ学園は、医療法人社団 景山医院の「景山 倫彰」氏、以上の4人であり、任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであります。

次に、議案書の45ページ、議案第34号「学校歯科医の委嘱について」であります。

学校歯科医は、学校医と同様、今まで町が委嘱している嘱託医師の任務として担任いただいておりますが、令和7年度をもって嘱託医師制度を廃止となることから、後段にありま

す、学校保健安全法第23条の規定に基づき、委嘱するものであります。
糠内小学校は、國安歯科医院の「國安 克尚」氏、明倫小学校は、医療法人社団 大内歯科医院の「大内 慶治」氏、白人小学校は、杉村歯科医院の「杉村 好久」氏、札内南小学校、糠内中学校は、高橋歯科・小児科クリニックの「高橋 史敏」氏、札内北小学校は、みずほ通り歯科クリニックの「太田 直樹」氏、忠類小学校は、忠類歯科診療所の「松井 隆光」氏、札内中学校は、河原歯科クリニックの「河原 博志」氏、札内東中学校は、医療法人社団 村松歯科医院の「村松 晋」氏、忠類中学校は、忠類歯科診療所の「行木 亜希子」氏、まくべつ学園は、ふみの木歯科クリニックの「村井 貴一」氏、以上の10人であり、任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであります。

次に、議案書の46ページ、議案第35号「学校薬剤師の委嘱について」であります。

学校薬剤師は、児童生徒が快適で安全な学校生活を送れるように、学校の環境衛生を維持管理し、健康相談や保健指導を行うことで、子どもたちの健康を保護・増進するため、後段にありま

今回委嘱する学校薬剤師につきましては、糠内小学校は、パーク薬局の「大芝 正広」氏、明倫小学校は、つがやす薬局幕別店の「土屋 秀喜」氏、白人小学校は、なの花薬局札内店の「安倍 雅彦」氏、札内南小学校は、加藤薬局札内店の「三崎 千寛」氏、札内北小学校は、なの花薬局札内店の「長山 万希子」氏、忠類小学校は、せせらぎ薬局の「吉岡 信之」氏、糠内中学校は、パーク薬局の「中村 貴徳」氏、札内中学校は、にしやま薬局札内店の「伊藤 靖浩」氏、札内東中学校は、なの花薬局札内店の「中嶋 真」氏、忠類中学校は、なの花薬局札内店の「神谷 博人」氏、まくべつ学園は、つがやす薬局幕別店の「加藤 雄也」氏、以上11人であり、任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

岩谷委員 議案第33号の学校医の委嘱についてですが、4月から忠類診療所の先生が変わると聞いていますが、山並先生が変わられた先生ということでよろしいでしょうか。

学校教育課長（酒井 貴範） はい、4月からの新たな先生になります。

笹原教育長 他に質疑等ありませんか。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。始めにお諮りいたします。

議案第33号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第33号については、原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第34号については、原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第35号については、原案のとおり可決しました。

次に、追加でお配りさせていただいた日程第22、議案第36号、「幕別町教育委員会事務局職員の任免についてであります。幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 質疑なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますが、この他、皆さんから何かございませんか。

（ありません）

笹原教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しました。これをもちまして、令和8年第4回幕別町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。